2025年日本国際博覧会

大阪・関西万博公式ロゴマークライセンス契約

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会(以下「協会」という。)と●●(以下「ライセンシー」という。)は、以下のとおり、別紙のデザインマニュアルに掲げる 2025 年日本国際博覧会(以下「大阪・関西万博」という。)の公式ロゴマーク(以下「公式ロゴマーク」という。)に係るライセンス契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(目的)

本契約は、協会がライセンシーに対して公式ロゴマークの利用を許諾することに関して、その条件を定めることを目的とする。

第2条 (前提条件)

次条に定める使用許諾は、ライセンシーが、次の各号に定める事項をすべて満たすことをその前提条件とする。

- (1) 本契約の定めに従い公式ロゴマークの使用申請手続きをし、協会から試作品の承認を得ること。
- (2) 公式ロゴマークを使用する者は、大阪・関西万博が掲げるテーマを踏まえ、 公式ロゴマークの使用を通じて大阪・関西万博の認知拡大、期待感醸成、ブ ランド価値向上へ貢献するよう、努めること。

第3条 (使用許諾)

- 1 協会は、ライセンシーに対し、本契約で定める期間中、日本国内において、本契約に 規定される条件に従い、公式ロゴマークを、以下の使用区分にて使用することを、非独 占的に許諾する(以下、公式ロゴマークを使用して製造・販売・提供される商品を総称 して「ライセンス商品」という。)。
- 2 ライセンシーは、前項により許諾された権利の全部又は一部について、これを第三者 に再許諾し、譲渡し、又は担保に供する等、一切の処分をしてはならない。
- 3 ライセンシーは、ライセンス商品をライセンシー以外の者のための景品、頒布品、広告、自社使用品として使用する者、及び、外国においてライセンス商品を販売又は提供しようとする者に対し、ライセンス商品を販売又は提供してはならない。

◆公式ロゴマーク使用区分

使用区分	定義
商品	有償で販売される商品(梱包材も含む)で下記カテゴリーに該当するもの、又は協会が商品と認めるもの・衣服・身の回り品:例/Tシャツ、ポロシャツ、ブルゾン、ハンカチ、タオルなど・文房具類:例/筆記具、ノート、ネックストラップ、ステッカーなど・雑貨類:例/ピンバッジ、キーホルダー、エコバックなど

第4条 (使用許諾の基準)

ライセンシーは、ライセンス商品が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると協会が判断した場合、協会がライセンシーに対する公式ロゴマークの使用許諾を行わないこと及び既に行った使用許諾を取り消すことができることに同意する。

- (1) 大阪・関西万博の成功に資すると認められない場合
- (2) 公式ロゴマークの使用目的が明らかでない場合
- (3) 環境保護やSDGs (持続可能な開発目標)の観点から相当でないと明らかに認められる場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教等の活動目的に利用されるおそれがある場合
- (5) 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある場合
- (6) 不当な利益を上げるために利用されるおそれがある場合
- (7) 品質、性能等に関して客観的な効用が明らかでない場合
- (8) 商品の販売先が明らかでない場合
- (9) 本契約の違反が認められた場合
- (10) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (11) その他、公式ロゴマークの使用が不適切である場合

第5条 (デザイン審査)

- 1 ライセンシーは、本契約締結後速やかに、協会が別途指定するデザインマニュアル (以下「デザインマニュアル」という。)に基づき、ライセンス商品のデザインを作成 し、協会が別途指定するデザインシート(以下「デザインシート」という。)に記入の 上、協会へ提出するものとする。
- 2 協会は、公式ロゴマークの表示が「デザインマニュアル」に適合していることを確認 した際には、ライセンシーに対し、デザイン承認の通知を行うものとする。
- 3 協会は、ライセンシーに対し、デザインシートに記載されたライセンス商品における 公式ロゴマークの使用方法について、デザインマニュアルに適合するように修正を依 頼することができ、ライセンシーは修正したデザインシートを協会に提出するものと し、その後も同様とする。

第6条 (試作品審查)

- 1 ライセンシーは、協会から前条に基づくデザイン審査の承認通知を受領したときは、 速やかに以下のものを協会に提出するものとする。
 - (1) デザインシートに基づき作成した試作品
 - (2) 協会が要求する場合、試作品の品質検査の結果が確認できる書面(以下「品質 検査書」という。)写し 1通
- 2 協会は、ライセンシーから提出された試作品がデザインシートに基づいて作成されているか否かについて審査し、それらを満たしているときは、ライセンシーに対し試作品審査の合格を通知するものとする。
- 3 協会は、必要な場合には試作品の修正をライセンシーに求めることができ、ライセンシーは修正した試作品を協会に再提出するものとし、その後も同様とする。
- 4 協会は、原則として、提出された試作品(修正された試作品を含む。)をライセンシーに返却しないものとする。

第7条 (第三者への製造委託等)

- 1 ライセンシーは、第三者にライセンス商品を製造させる場合には、別途協会が定める 様式により、協会に対して申請の上、協会の事前の書面による同意を得なければならな いものとする。
- 2 ライセンシーは、前項に基づき第三者にライセンス商品を製造させる場合には、ライセンシー自らの厳重な製造監督及び品質管理の下で、その製造を行わせなければならず、当該第三者の製造に関する責任を自ら負うものとする。

第8条 (マーケティング権の不存在)

ライセンシーは、本契約に基づき公式ロゴマークの使用につき権利を付与されているにすぎないこと、及び、いかなる意味においても、大阪・関西万博及び協会に関連するマーケティング、広告宣伝、販売促進、スポンサーシップの権利を付与されているものではないことを確認する。本契約において認められている場合を除き、ライセンシーは、公式ロゴマークを使用した物品を製造又は供給するための指定を受けているとの事実を広告宣伝、販売促進、又はその他開示(何であれあらゆる媒体を通じたパンフレットの配布、口頭での通知又は告知の方法による場合を含む。)してはならないものとする。

第9条 (知的財産権)

公式ロゴマーク及びライセンス商品に関する著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。)、商標権、意匠権その他の知的財産権は、全て協会に帰属するものとする。

第10条 (広告等)

- 1 ライセンシーは、ライセンス商品に関係する告知、催事その他広告等を行うときは、 企画概要について、事前に協会の書面による承認を得なければならない。
- 2 ライセンシーの取引先その他の第三者が前項の広告等を行おうとするときは、ライセンシーは、当該広告等について、事前に協会の承認を得なければならない。この場合、ライセンシーは、当該広告等において公式ロゴマークが適正に使用されるように、当該第三者を指導しなければならない。

第11条 (表明保証)

ライセンシーは、協会に対し、次の各号に掲げる事項を表明し、保証する。

- (1) 協会に対して申告した事実に虚偽がなく、重要な事実に誤りがないこと。
- (2) ライセンス商品が、第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害するものでないこと。
- (3) ライセンス商品の製造、販売、宣伝広告、保管等が適用ある法令に反するものではないこと。
- (4) ライセンス商品が、社会通念上要求される商品としての安全性を有するものであること
- (5) ライセンス商品のすべてについて、本契約に基づいて承認を受けた試作品の 水準を維持すること。
- (6) 協会により承認された目的のために、日本国内において、公式ロゴマークを 使用すること

第12条 (遵守事項)

- 1 ライセンシーは、何者かが、大阪・関西万博をテーマにした模倣品の製造、販売又は 頒布に関与しているであろうことを知り、又はそのように疑われる場合には、直ちに協 会に連絡するものとする。
- 2 ライセンシーは、以下の各事項を行ってはならないものとする。
 - (1) ライセンス商品以外の商品又はサービスを広告宣伝し、販売促進し、又は販売するために、公式ロゴマークを使用し、又は公式ロゴマークの使用を許可すること。
 - (2) 第三者又は第三者の商品若しくはサービスとともに、又はそれらと関連して、 共同販売促進活動に従事し、あるいはその他の方法で本契約において付与され ている権利のいずれかを利用すること。
 - (3) 本契約に従って許可されたライセンス商品以外の商品であって、大阪・関西万博をテーマにした商品を製造し、頒布し、広告宣伝し、販売促進し、又は販売すること。

- (4) ライセンス商品のパッケージ上に表示することが法律上必要な場合又は本契約に基づき協会によって承認される場合を除き、ライセンス商品上にブランドロゴ・名称や会社情報を付すこと。
- (5) ライセンス商品のためのあらゆる販促物(営業用または販売促進用の資料を含むがこれに限られない。)において、比較対照するような態様で、第三者(競合他社を含むが、これに限られない。)自身又はその商品若しくはサービスの名称を付し、その他これを識別させる比較広告の形式を行い、又はこれを行うことを許可すること。
- (6) 大阪・関西万博のスポンサー、サプライヤー、ライセンスを受けている者又は コマーシャルパートナーに対して付与されたあらゆる商品又はサービスの独占 性又は権利に有害な影響を及ぼし、又はこれを損なうであろうと合理的に予測 され、又はされ得る活動を行うこと。ただし、本契約に基づいて協会によって 承認された活動は、この活動に該当しないものとする。
- (7)態様のいかんを問わず、模倣品の製造、販売又は頒布を故意に助長し、又は援助すること(ライセンス商品の製造に関連して用いられる金型、スクリーン又は他の類似のアイテムを第三者に提供することを含む。)。

第13条 (使用料)

1 ライセンシーは、協会に対し、本契約の対価(以下「使用料」という。)として、次 のとおりの金額(税別)を支払うものとする。

使用区分	使用料	
	ライセンス使用料	証紙代
商品	希望小売価格 × 製造数量 × 10%	1枚1円 × 製造数量

- 2 ライセンシーは、協会に対し、試作品審査の合格通知を受領した後営業日14日以内に、公式ライセンス商品の希望小売価格及び予定製造数量を協会が定める書式により、協会に申告するものとし、当該申告後協会より発行される請求書を受領後14日以内に、当該希望小売価格及び予定製造数量に基づく前項に定める計算式により算出した使用料を、協会が別途指定する銀行口座に振込む方法により、支払うものとする。当該振り込みの費用は、ライセンシーの負担とする。
- 3 いかなる理由においても (第4条に基づく使用許諾の取り消しの場合も含む)、協会

は、ライセンシーから受領した使用料をライセンシーに対して返還する義務を負わないものとする。

4 協会は、ライセンシーから使用料を受領後、遅滞なくライセンシーに対し、ライセン ス商品に係る証紙を交付するものとする。

第14条 (製造数量の変更)

- 1 ライセンシーが、協会に対して申告したライセンス商品の予定製造数量を超えてライセンス商品を製造することを希望する場合、ライセンシーは、協会に対し、別途協会が指定する様式を用いて申請を行うものとし、ライセンス商品の追加製造につき協会の事前の書面による承認を得るものとする。
- 2 ライセンシーが、前項に基づき、ライセンス商品の追加製造について協会の承認を得た場合、ライセンシーは、協会に対し、協会が指定する期日までに、追加製造にかかる 追加の使用料(以下「追加使用料」という。)を、前条に定める方法により支払うもの とする。
- 3 ライセンシーは、追加使用料を支払わない限り、協会に当初申告したライセンス商品 の予定製造数量を超えてライセンス商品を製造することができないものとする。

第15条 (製造数量の調査確認)

- 1 協会は、必要と認める場合には、本契約の有効期間内において、ライセンシーに対し、 次の各号の事項が確認できる伝票、帳簿その他データ(以下「帳票等」という。)を開 示するよう要求し、ライセンス商品の製造数量の確認調査を行うことができる。
 - (1) ライセンス商品の製造数量
 - (2) ライセンス商品の販売数量又は提供数量
 - (3) ライセンス商品の販売金額
 - (4) その他、前各号に関連する事項
- 2 ライセンシーは、前項に基づく確認調査の際には、協会に対し帳票を提出し、質問に 応答する等、誠実に対応しなければならない。
- 3 第1項に基づく確認調査の結果、申告された製造数量よりも多い数量が実際に製造されていたことが判明した場合、協会は、ライセンシーに対し、申告の修正、不足分の使用料、不足分使用料にかかる使用料当初支払日からの法定利息による遅延利息及び第1項の調査に係る費用の負担を求めることができ、ライセンシーは協会に対し、協会からの通知受領後営業日14日以内に修正申告を提出し、不足分使用料、遅延利息及び調査費用を支払うものとする。

第16条 (証紙)

1 ライセンシーは、協会から交付された証紙をライセンス商品に付してライセンス商品を販売又は頒布するものとする。

- 2 ライセンシーは、協会から前項の証紙を受領後、ライセンス商品の製造を開始し、本 契約に基づく公式ロゴマークの使用を開始することができるものとする。
- 3 証紙をライセンス商品に付すことが困難又は不適切な場合は、協会からの指示に従 うものとする。

第17条 (記録)

ライセンシーは、ライセンス商品の製造及び販売に関し、一般に公正妥当と認められる 企業会計の基準に従った、完全で、正確で、最新の会計帳簿を維持するものとし、また、 本期間中及び本期間の満了又は本契約の終了から3年間、当該帳簿を、これに関連するす べての請求書、通信文書、記録、計算書類及びコンピュータデータとともに、保持し続け るものとする。

第18条 (検査)

- 1 ライセンシーは、協会から合理的な要求があった場合には、検査のために、ライセンス商品のサンプルを無料で協会に対して供給するものとする。
- 2 協会は、ライセンシーによる公式ロゴマークの使用の方法及びライセンス商品の製造、パッケージ及びラベル等の方法を検査するために、自ら又は第三者をして、ライセンシーの施設(下請業者の施設を含む。)に、ライセンシーの業務時間内に、合理的な範囲で立ち入ることができるものとし、ライセンシーは、これに協力するものとする。
- 3 ライセンス商品が、ライセンシーが申告した内容若しくは協会が定める基準に適合 せず又はライセンシーが本契約に違反していることが判明した場合(本条に定める検 査によるものに限られない)、ライセンシーは、協会が関連するライセンス商品が非適 合であることをライセンシーに通知した日から、いかなるライセンス商品も製造、販売、 頒布せず、その他使用しないものとする。

第19条 (保険)

ライセンシーは、本契約の有効期間中及びその期間満了後5年間、人身事故及び財産 損害を保障対象(本契約に基づく契約責任の補償を含む。)とする。(本契約に基づく契 約責任の補償を含む。)1事故あたり最低限度額[2億円]の製造物責任、雇用者賠償責 任補償及び公的賠償責任保険を含む、企業向け一般損害賠償保険に加入し、維持するも のとする。

第20条 (協会が指定する事業者への承継及び本契約の有効期間)

- 1 本契約の有効期間は、本契約の締結日から1年間とする。
- 2 協会は、本契約の有効期間中(次項により本契約を延長した場合を含む。)に、本契約上の協会の地位を、協会が別途指定する事業者へ承継できるものとし、ライセン

シーはこれに異議を唱えないものとする。

3 本契約を延長する場合は、協会(協会が指定する事業者に本契約上の協会の地位が 継承されている場合には、当該事業者)及びライセンシーが協議の上、書面による合意 により、延長することができるものとする。

第21条 (解除)

- 1 協会又はライセンシーが本契約に違反し、相手方当事者からの書面による催告受領後、相当期間内に当該違反を是正しない場合、相手方当事者は、何等の催告等を要せず、 一方当事者に対する意思表示をもって、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 一方当事者が次の各号の何れかに該当する場合、相手方当事者は、通知の上、直ちに 本契約書の全部又は一部を解除することができるものとする。
 - (1)仮差押、仮処分、差押、強制執行、競売申立て、滞納処分による差押を受け、又は 破産手続開始、再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算の申立てを受け、もし くは自らこれらの申立てをなしたとき。
 - (2)手形又は小切手の不渡りをなし、手形交換所の取引停止処分を受け、又は支払停止の状態になったとき。
 - (3)一般社会通念上、自己又は相手方の社会的信用やイメージの著しい毀損を招くような言動を行ったとき。
 - (4)監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けたとき。
 - (5) その他相手方の利益に反する行為を行う等、本契約書を継続しがたい事由が生じたとき、又は信用状況が著しく悪化したとき。
- 3 本条第 1 項又は前項により本契約書の全部又は一部を解除された当事者は、相手方に対して負担する一切の債務につき、当然に期限の利益を失い、直ちに相手方に対して債務を履行する。
- 4 本条第1項及び第2項の規定は、協会又はライセンシーによる相手方に対する損害 賠償の請求を妨げない。

第22条 (使用許諾の終了及びその後の措置)

- 1 本契約に基づく公式ロゴマークの使用許諾の効力は、本契約の有効期間満了又は前 条に基づく解除その他の事由による本契約の終了とともに消滅する。
- 2 ライセンシーは、公式ロゴマークの使用許諾の効力が消滅したとき(第4条に基づき使用許諾が取消された場合及び第21条に基づき協会によって本契約が解除された場合を除く)は、その翌日から起算して3カ月以内の期間(以下「セルオフ期間」という。)に限り、消滅時点で既に流通又は在庫しているライセンス商品について、引き続き販売、

提供、使用及び展示等を行うことができる。

3 ライセンシーは、セルオフ期間が終了したときは、その時点で流通又は在庫している 全てのライセンス商品の販売、提供、使用及び展示等を停止し、ライセンス商品から公 式ロゴマークを撤去した上で、それらの廃棄処分をし、廃棄証明書を協会に提出しなけ ればならない。

第23条 (損害賠償)

協会及びライセンシーは、本契約の履行に関連して、自ら又はその従業員の故意又は 過失により相手方に損害を与えた場合には、相手方がこれによって被った損害の賠償 をしなければならない。

第24条 (免責)

ライセンシーは、ライセンス商品の安全性(原材料、成分表示、製造方法、品質管理、表示を含む。)、品質、販売、提供、使用又は展示に起因する事由により、協会が第三者から損害賠償請求又はクレームを受けた場合には、それらを自らの責任及び費用において解決し、協会に対して一切の損害を及ぼさないようにしなければならない。

第25条 (不可抗力)

協会及びライセンシーは、本契約に基づく自己の義務の違反又は不履行が、地震、台 風等の天災、戦争、内乱、感染症の流行その他の不可抗力により生じた場合、相手方に 対し、当該事象に起因して発生した相手方の損害を賠償する責任を負わないものとす る。

第26条 (秘密保持)

- 1 本契約において「秘密情報」とは、本契約の内容及び本契約に関連して一方当事者が他方当事者に対して開示し、又は、他方当事者が知り得た一方当事者に関する有形・無形の一切の情報を意味し、協会の組織情報並びに大阪・関西万博の計画及び準備に関する情報を含むものとする。以下、秘密情報を保有し又は開示した当事者を「開示当事者」といい、開示当事者から秘密情報の開示を受け又は開示当事者の秘密情報を知り得た当事者を「受領当事者」という。ただし、以下の各号の一つ以上に該当することを受領当事者が証明しうる情報は、秘密情報にあたらない。
 - (1) 開示の時点で公知又は既に受領当事者が保有していた情報
 - (2) 開示後に受領当事者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - (3) 開示された情報によらず、受領当事者が自ら独自に創出した情報
 - (4) 受領当事者が守秘義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報
- 2 協会及びライセンシーは、相手方から開示された秘密情報を本契約の履行の目的以

外に使用してはならない。

- 3 協会及びライセンシーは、相手方から開示された秘密情報を善良な管理者の注意をもって秘密として管理し、相手方の書面による事前の承諾なしに、本契約の履行のために知る必要のある自己の役員及び従業員以外の第三者に開示してはならず、また、本契約の履行に必要な範囲を超えて複製及び使用してはならない。ただし、協会及びライセンシーは、裁判所の命令その他公的機関による法令に基づく開示の要求がある場合には、当該要求に応じて秘密情報を開示することができるものとするが、この場合、被開示者は速やかに開示者に書面で通知し、開示者に対して異議申立等の機会を与える。
- 4 前項の定めにかかわらず、協会は、博覧会国際事務局(BIE)及び経済産業省に対して、秘密情報を開示することができる。
- 5 協会及びライセンシーは、秘密情報を本条第3項に基づき第三者に開示する場合、当 該第三者に対し本条における自己の義務と同等の義務を負わせるものとし、かつ、当該 第三者による秘密情報の取扱について一切の責任を負う。
- 6 秘密情報が個人情報保護法に定める個人情報に関する場合、協会及びライセンシーは、本契約を遵守するほか、個人情報保護法を含む関係諸法令を遵守しなくてはならない。

第27条 (権利義務の譲渡禁止)

協会及びライセンシーは、本契約に定める場合を除き、相手方の事前の書面による承 諾がない限り、本契約上の地位又はこれに基づく権利若しくは義務を、第三者に譲渡し、 担保に供し、又はその処分をしてはならない。

第28条 (反社会勢力の排除)

- 1 協会及びライセンシーは、相手方に対し、本契約の締結日において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者(以下総称して「暴力団員等」という。)に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたって該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便益を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 自己の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 協会及びライセンシーは、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号のいず れかに該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手 方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 協会及びライセンシーは、前2項に違反する事項が判明した場合には、直ちに相手方 に対して書面で通知するものとする。
- 4 協会及びライセンシーは、相手方が前3項に違反した場合には、直ちに本契約の全部 又は一部を解除し、かつ、これにより自己に生じた損害の賠償を請求することができる。 この場合、相手方は当該解除により自己に生じた損害の賠償を請求することはできな いものとする。

第29条 (紛争解決)

本契約に関して生じた紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第30条 (協議等)

本契約の各条項の解釈に疑義が生じた事項及び本契約に定めがない事項については、協会及びライセンシーの双方が誠意を持って協議し、解決に努める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、協会及びライセンシーが記名押印の上、各自 1通を保有する。

●年●月●日

協会:大阪府大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 事務総長 石毛 博行 印

ライセンシー:

印